

# 新しいあいちの健康福祉ビジョン(仮称)素案(たたき台)の概要

## 第1章 ビジョン策定の趣旨

### 1 これまでのあいちの健康福祉

平成13年3月に「21世紀あいち福祉ビジョン」を策定し、「自立と自己実現を支える福祉」を基本目標に、実効性、具体性を高めるため、各分野の取組方向や主要施策の具体的な目標を掲げた実施計画を策定。

※ 第1期:H13～16年度、第2期:H15～19年度、第3期:H18～20年度、第4期:H21～22年度

### 2 社会の動きと今後の課題

超高齢社会の到来 / 進む少子化と人口減少社会の到来 / 家庭の変化 / 地域社会の変化  
健康福祉ニーズの多様化・複雑化 / 安心を支える社会システムへの信頼の低下 / 地方分権の進展

### 3 新たなビジョンの策定

#### (1) 新たなビジョン策定の意義

- 高齢化の進展等によるニーズの量的拡大や、社会情勢の変化に伴う多様化への対応
- 県民一人ひとり、ボランティア、NPO、民間事業者、行政等で本県健康福祉の進むべき方向を共有する基本指針
- 広域的な調整や専門性の高い部分の対応等、広域自治体にふさわしい県の役割の明確化

#### (2) ビジョンの性格

- 「政策指針2010-2015」を踏まえ、中長期的な視点に立って、健康福祉分野の方向性や各分野に共通する視点、主要な取組を示し、各分野の個別計画と一体となって本県の健康福祉を推進
- 福祉分野と医療は密接に関係しており、今回のビジョンでは新しく医療分野を加え、健康福祉全般を対象とする。
- 健康福祉関係の個別計画も充実し体系化されてきたことから、施策・事業の実施計画についてはそれぞれの個別計画に委ねる。

#### (3) ビジョンの期間

中長期(概ね平成37年(2025年))を見据えた平成27年(2015年)までの計画

## 第2章 基本とする考え方

### 1 基本理念

めざすべき社会像のイメージを、次のキーワードをもとに提示

安心／希望／尊厳／健やか／支え合い／共生／協働／地域で暮らす／生活の質の向上 など

#### 政策指針2010-2015

○ 2010年(平成22年)から2015年(平成27年)までの6年間の地域づくりの羅針盤、2015年(平成27年)に向けた地域づくりの基本方針

○ 基本課題として「いのちを守る『安心・安全』の社会をつくる」、「誰もが『希望』を持って活動できる社会にする」等を提示

#### 新しいあいちの健康福祉ビジョン

○ 「政策指針2010-2015」を踏まえ、中長期的な視点に立って、目指すべき健康福祉社会の姿や健康福祉の各分野を横断する視点、主要な取組を示す

#### 健康福祉関係の個別計画

- 計画に基づき事業を実施
  - ・ 愛知県高齢者保健福祉計画(平成21～23年度)
  - ・ あいち はぐみんプラン(平成22～26年度)
  - ・ 愛知県障害福祉計画(平成21～23年度)
  - ・ 健康日本21あいち計画(平成20～24年度)
  - ・ 愛知県地域保健医療計画(平成18～22年度)等

一体となってあいちの健康福祉を推進

### 2 基本とする視点

各分野に共通する6つの視点を基礎としながら、人や地域のつながり・絆の再生を図り、互助や支え合いによって、安心・安全の健康福祉社会づくりを推進

#### (1) 家庭の機能を支える

介護や子育て等、家庭が担っている機能への支援が大切

#### (2) 地域全体で支え合う

多様な主体が支え合いの担い手となり、地域社会をつくっていくことが必要

#### (3) 一人ひとりの生き方と可能性を尊重する

その人らしい生活を送れるようにすることが大切

#### (4) 予防・早期対応を重視する

早期に発見、対応することで、事態の重度化や深刻化を防ぐことが必要

#### (5) 持続可能なシステムを構築する

制度面・財政面からも安定的に継続できる仕組みが必要

#### (6) 役割分担を明確化する

県は広域的な調整等、広域自治体にふさわしい役割を担うことが大切

## 第3章 施策の方向

○ 基本理念で示す社会像の実現に向けて、具体的な課題、主要な取組についてわかりやすくするために3つの節に分けて整理

○ 第1節は「高齢者」、「子ども」、「障害」の福祉分野、第2節はすべての県民の安心・安全に必要な「健康」、「医療」、第3節はそれらをすべて含めた「地域力の向上」で構成

○ それぞれの項目では、基本理念や6つの視点に基づき、具体的な取組を展開

### 第1節 福祉

- I 高齢者がいきいきと暮らせる社会へ
- II 子どもと子育てにあたたかい社会へ
- III 障害のある人が社会参加できる社会へ

### 第2節 保健・医療

- I 誰もが健康で長生きできる社会へ
- II 必要な医療が受けられる社会へ

### 第3節 地域力の向上

## 第4章 ビジョンの推進体制

- ビジョンと各分野の個別計画が一体となってあいちの健康福祉を推進
- 県庁内の横断的組織「健康福祉ビジョン推進本部」により進行管理
- 市町村・民間団体・県民との連携、協働により推進
- 社会情勢の変化への的確に対応

## 新しいビジョンの各分野の取組

各項目における   は、県の主要な取組を示しています。

### － 第1節 福祉 －

#### I 高齢者がいきいきと暮らせる社会へ

##### 1 介護が必要な高齢者への支援

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう介護体制を整備するとともに、緊急通報や権利擁護等の生活支援・福祉サービスも含めたサービスが包括的に提供される体制づくりを進めます。

介護サービスの基盤整備 / 県福祉人材センターを中心とした人材確保 / 介護福祉士等修学資金の貸付 / 住宅部局と福祉部局が連携して「高齢者居住安定確保計画」を策定 / 市町村が行うニーズ調査の支援

##### 2 認知症高齢者への支援

地域における見守りや家族への支援を始め、医療体制の充実、適切な認知症ケアの提供など、認知症への対応機関が連携し一体となった地域づくりを推進します。

あいち介護予防支援センターによる予防プログラムの普及及び人材育成等の推進 / 国立長寿医療研究センターや認知症介護研究・研修大府センターとの連携による認知症支援 / 認知症電話相談の実施 / 認知症サポーターの養成 / 認知症サポート医の養成や地域のかかりつけ医に対する研修の実施 / 認知症介護の専門職員の養成

##### 3 介護予防と見守り

高齢者ができる限り介護を要する状態になることなく、健康な生活を送ることができるよう支援します。また、高齢者が在宅で安心して暮らせるよう地域における見守り体制を整備します。

県介護予防推進会議における介護予防事業等の分析・評価の実施 / 市町村による効果的な介護予防事業実施の支援 / あいち介護予防支援センターによる介護予防プログラムの開発・普及及び人材育成 / 地域のつながりによる見守りネットワークの構築に向けたモデル事業の実施・他市町村への普及

##### 4 元気な高齢者の活躍への支援

元気な高齢者は社会にとって大きな資源であり、雇用の継続や地域活動への参加等、元気な高齢者が活躍できるよう支援します。

専門窓口の設置等高齢者の就労支援 / 地域での支え合いを推進するシルバー人材センター・老人クラブ等の活動を支援 / あいちシルバーカレッジの充実 / まちの達人の活用による地域活動の推進

## Ⅱ 子どもと子育てにあたたかい社会へ

### 1 若者の生活基盤の確保

就労支援を始め若者の経済的・精神的な自立を促進するとともに出会いの機会の提供などにより結婚を望む若者の支援を進め、若者の生活基盤の安定を図っていきます。

小・中学校におけるキャリア教育の推進 / ヤング・ジョブ・あいちを活用した就業支援 / 結婚支援

### 2 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくり、安心・安全な出産ができる医療体制の整備など、希望する人が子どもを持てる基盤づくりを推進します。

ワーク・ライフ・バランスの普及・推進 / ファミリー・フレンドリー企業の登録数の拡大 / 不妊専門相談センターによる相談支援・情報提供

### 3 すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

乳幼児を持つ家庭、児童・生徒を持つ家庭、配慮を要する子どもを持つ家庭が、安心して子育てをできるよう切れ目ない支援を行います。

#### (1) 子育て家庭への支援の充実

子育て情報・支援ネットワークの実施市町村の拡大 / 保育所・地域子育て支援拠点・ファミリーサポートセンター等の促進 / 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡大

#### (2) 子どもの健やかな成長の支援

市町村母子保健サービスの充実 / 幼児教育・学校教育・健康教育の充実 / 食育の推進

#### (3) ひとり親家庭への支援

母子家庭等就業支援センターによる就業支援 / 自立支援給付金の支給 / 家庭生活支援員派遣事業の推進 / 父子家庭支援

#### (4) 児童虐待防止対策、DV対策

児童相談センターの機能強化 / 子どもを守る地域ネットワーク等による安全・安心の確保 / 児童養護施設の量的確保・機能強化 / 里親・里親ファミリーホームの推進 / 市町村DV基本計画の策定 / 配偶者暴力相談支援センターの設置促進 / 女性相談センターを中心とした相談体制の充実

#### (5) 障害のある子どもへの支援

(「Ⅲ障害のある人が社会参加できる社会へ」の「2 障害の早期発見と療育支援」を参照)

### 4 地域・社会の子育て力のアップ

ボランティア等による子どもの安全を守る活動の充実や子育て支援NPOの活動支援を推進するとともに、社会全体で子どもや子育て家庭を支える取組を強化します。

ボランティア・NPO等との協働による子育て支援 / はぐみんカードの提示により協賛店舗で優待が受けられる子育て家庭優待事業の実施市町村の拡大

## Ⅲ 障害のある人が社会参加できる社会へ

### 1 障害のある人の自立を支える環境の構築

障害のある人の尊厳が重んぜられ、差別や虐待その他の権利利益の侵害を受けることなく自立して生活できる環境が整うよう、学校教育その他の場において共生社会の理念の普及を図るとともに、人にやさしい街づくりを進めます。

こころのバリアフリー推進(福祉教育推進、普及啓発等) / 人にやさしい街づくりの推進(バリアフリー化の推進等)

### 2 障害の早期発見と療育支援

障害の早期発見により、障害のある子どもが早い時期から適切な療育が受けられるよう相談体制の充実を図るとともに、ニーズを重視した適切な教育的支援を行い、地域で健やかに成長できるよう支援します。

先天性代謝異常等の検査の実施 / 保健所による療育指導の充実 / 心身障害者コロニーの「療育医療総合センター(仮称)」への再編 / 障害児等療育支援事業の拡充 / 医療的ケアに対応した在宅サービスの拡充 / 第二青い鳥学園の施設機能・運営体制の再整備 / 発達障害者支援センター機能の充実 / 特別支援教育の推進 / 特別支援教育における教員の専門性の向上

### 3 障害のある人の自立と地域生活の支援

障害のある人が、自ら選択する地域において安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう支援の充実を図るとともに、社会・経済その他あらゆる分野の活動に参加できるよう支援します。

#### (1) 地域生活を24時間支える体制の整備

ニーズに応じたサービスを自ら主体的に選択・利用しながら、安心して地域生活を営めるよう、住まいの場の確保、訪問系サービスの充実、日中活動の場の確保を支援するとともに、相談機能の充実と権利擁護の推進を図ります。

ホームヘルプ等訪問系サービス・ショートステイ等のサービスの提供体制の充実 / 居住支援(グループホーム等住まいの場の確保等) / 相談支援の充実(自立支援協議会の開催、相談支援従事者研修の実施等) / 発達障害者支援センターによる支援 / 高次脳機能障害支援 / 地域生活定着支援センターによる支援 / 情報・コミュニケーション保障 / 権利擁護の推進

#### (2) 施設・病院から地域生活への移行支援

自ら選択する地域で自立した生活ができるよう、福祉施設の入所者や精神科病院の社会的入院者の地域生活への移行を支援します。

福祉施設入所者の地域生活への移行支援 / 退院可能な精神障害のある人の退院支援

#### (3) 雇用・就労の支援

愛知労働局等と連携し、雇用促進と職場定着を支援します。さらに、特別支援教育においては、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

国の雇用支援機関との連携による雇用促進・職場定着 / 特別支援学校におけるキャリア教育の推進 / 障害者就業・生活支援センターによる支援 / 職業能力開発支援 / 福祉施設の工賃水準の引き上げ

## － 第2節 保健・医療 －

### I 誰もが健康で長生きできる社会へ

#### 1 健康長寿あいちの推進

生活習慣病や個別の疾病への対策の第一歩として、「ウォーキング しっかり朝食 ダメ！タバコ」をスローガンに、健康的な生活習慣が確立できるように支援します。

##### (1) 「あいち健康の森」を生かした健康づくり

あいち健康プラザを中心とした健康づくりの推進 / あいちヘルシーネットを活用した情報発信・健康促進プログラムの提供 / 薬草園の整備とその活用 / 健康づくりリーダーの養成と活動の促進

##### (2) 健康的な生活習慣の確立

がんの適切な知識の普及 / 検診受診率の向上 / 栄養成分表示の推進 / 食を通じたコミュニケーションの確保 / 禁煙サポートの充実 / 受動喫煙防止対策 / 全世代の歯の健康づくりの推進

#### 2 こころの健康の保持増進

相談体制の充実や関係機関の連携による支援を充実させ、うつ・自殺・ひきこもり対策を総合的に推進します。

##### (1) こころの健康の保持

ストレスの理解促進 / メンタルヘルス相談体制の整備 / アウトリーチ活動の実施 / 「うつ病のサイン」の知識普及 / 睡眠キャンペーンの展開 / 精神疾患の早期発見から早期治療への支援

##### (2) 自殺対策

あいち自殺対策総合計画の策定・推進 / あいち自殺対策情報センターの機能強化 / 自殺予防啓発の推進 / 職場のメンタルヘルス対策 / 多重債務などの経済問題等への相談体制の充実

##### (3) ひきこもり対策

子ども・若者総合相談センターやひきこもり地域支援センターによる支援 / NPO等を活用したアウトリーチ活動の充実 / 児童生徒本人への働きかけ / 就労支援

#### 3 健康危機管理対策

新型インフルエンザや食中毒の発生など、健康危機有事に迅速かつ的確に対応できるよう体制整備等を図り、県民の健康を守ります。

##### (1) 新型インフルエンザなどの感染症対策

医療提供体制の確保 / 医療用の抗インフルエンザウイルス薬や感染防護具などの計画的な備蓄 / 相談窓口やホームページの充実など広報体制の整備 / 感染症の知識の普及啓発

##### (2) 食の安全の確保

情報提供の充実 / リスクコミュニケーションの推進 / 愛知県版HACCP認定制度の推進 / 食品の監視・検査による健康被害の防止 / 輸入食品の安全確保の強化 / 手洗いの習慣の啓発

## Ⅱ 必要な医療が受けられる社会へ

### 1 医療従事者の確保

医師を始めとした医療従事者の確保を図るとともに、限られた医療資源の有効活用を図ります。

愛知方式による医師派遣システムの構築（地域医療連携のための有識者会議、医師派遣に係る大学間協議会、2次医療圏単位の地域医療連携検討ワーキンググループ等） / 医師確保対策（寄附講座、奨学金貸与、女性医師の働きやすい職場環境整備等） / 三河山間部の地域医療確保 / 看護職員確保対策

### 2 救急医療体制の整備

365日24時間、緊急性の高い疾患に常に対応可能な救急医療体制を確保し、県民の命を守ります。

365日24時間対応できる入院救急医療体制の確保（2次医療圏ごとに救命救急センターの複数設置推進など） / 外来救急医療機能の強化（休日夜間診療所を中心とした定点化推進、軽症患者が診療時間外に安易に病院を受診しないよう啓発・周知の推進等） / 三河山間部の救急医療確保

### 3 安心して出産・子育てができる医療体制の確保・充実

安心して子どもを産み育てられる医療体制を整備するとともに、子どもを対象とした医療の充実を図ります。

ハイリスク分娩対策（MFICU、NICU、後方支援病床となる重症心身障害児施設（病床）の整備等） / 通常分娩対策（バースセンター整備等） / 小児救急対策（PICUの整備等）

### 4 がん医療体制の充実

質の高いがん診療が各地域で等しく受けられるよう、地域格差の是正を図り、最先端のがん治療から緩和ケアまで必要な医療を受けられる体制の充実を図ります。

県がん診療連携拠点病院である愛知県がんセンターによる高度ながん医療の提供 / 地域がん診療連携拠点病院による専門的医療従事者の育成 / 本県独自のがん診療拠点病院の指定 / 在宅医療を中心とした緩和ケア提供体制の構築 / 患者の立場に立った相談体制の確保

### 5 在宅医療の推進

住み慣れた家（地域）で必要な医療が受けられるよう、地域の実情に応じた在宅医療システムの構築を推進します。

かかりつけ医、訪問看護ステーション、地域包括支援センターを中心とした在宅医療モデルの構築・普及啓発 / 2次医療圏に1ヵ所以上の地域医療支援病院を指定 / 国立長寿医療研究センターとの連携強化

## － 第3節 地域力の向上 －

### 1 新しい支え合いの推進

地域活動に対する支援は、住民に身近な市町村が中心となって担っていくことが効果的であり、市町村における地域福祉計画の策定を支援するなど、地域の課題を解決するため、地域における多様な主体が連携・協働し、支え合う仕組みづくりを進めます。

市町村・NPO・ボランティア・企業など多様な主体との連携・協働により地域で支え合う仕組みづくり  
/ 全市町村での地域福祉計画の策定

### 2 環境づくりの推進

人にやさしい街づくり、バリアフリー、住まいの確保など、地域で安心して暮らすことのできる環境の整備を進めます。

住宅施策と福祉施策の連携による安定した居住の場の確保 / シルバーハウジング・プロジェクトの実施 / 住宅のバリアフリー化の推進 / 賃貸住宅の円滑な入居促進 / 人にやさしい街づくりアドバイザーの養成 / バリアフリー歩行空間の整備

### 3 ソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の推進

県民一人ひとりが、自分が望んでいる地域で、自分らしく生き、心豊かに、幸せに暮らしていけるよう、社会の構成員として互いに尊重しあい、共に包み支え合う(ソーシャル・インクルージョン)ための仕組みづくりを進めます。

あいち人権啓発プラザを活用した人権啓発の推進 / 県民全体が力を合わせた虐待対策 / ハンセン病・エイズ患者に対する偏見・差別の解消 / ホームレスの自立支援対策

## これまでのあいちの健康福祉

○ 「21世紀あいち福祉ビジョン」（平成13年3月）の5つの分野ごとの主な取組状況

### 【第1分野:生涯を通じた健康づくりの推進と自立を支える福祉環境の構築】

- ・ あいち健康プラザ（東浦町）を拠点として、健康づくりの場の提供や健康づくりに携わる人材の養成など、県民の健康づくりを総合的に推進
- ・ 平成18年（2006年）3月には、「健康長寿あいち宣言」を発表し、産・学・行政の協働のもと、県民の健やかな成長といきいきとした健康長寿の実現にめざした取組を推進

### 【第2分野:子どもが健やかに育ち、子育てに夢をもてる、環境づくりの推進】

- ・ 次世代育成支援計画の策定、少子化対策推進条例の制定、あいち子育て応援宣言、子育て応援の日（はぐみんデー）など、県民や事業者と一体となって少子化対策を推進
- ・ 子どもや子育て家庭の居場所づくりの促進や、保育サービスの充実など、計画に位置づけられた事業は概ね順調に進捗

### 【第3分野:障害者の主体性を尊重した保健福祉サービスの確立】

- ・ グループホーム・ケアホームの整備の推進や、障害者就業・生活支援センターの設置拡大など、地域生活支援の充実を図り地域移行を推進
- ・ 心身障害者コロニーでは、「コロニー再編計画」により地域生活を営む障害のある人をサポートする拠点センターへの転換を図るとともに、入所者の地域生活移行を推進
- ・ 「あいち自殺対策総合計画」や「愛知県のひきこもり対策の推進について」に基づき、心の健康に関する支援体制を拡充

### 【第4分野:高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現】

- ・ 高齢者保健福祉計画に基づき、介護サービスの提供基盤の整備を進めるとともに、介護保険制度の見直し（平成17年）に伴い、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスの創設等、地域における包括的な支援体制の整備
- ・ 認知症サポーターの養成など、認知症高齢者を支える地域づくりの推進
- ・ 平成22年（2010年）4月には、介護予防、認知症予防及び高齢者虐待防止などの機能を持つ「あいち介護予防支援センター」を全国に先駆けあいち健康プラザ内（東浦町）に設置

### 【第5分野:県民が安心して利用できるサービス提供システムの構築】

- ・ 福祉サービスの的確な情報提供、第三者評価事業の推進、苦情解決システムの充実、権利擁護などを推進
- ・ 配偶者からの暴力防止やホームレスの自立支援、福祉人材の確保などにも対応
- ・ NPOと行政との協働やボランティア活動の充実・強化



## 社会の動きと今後の課題

### 1 超高齢社会の到来

今後高齢者人口の増加、特に 75 歳以上人口の急激な増加が見込まれ、また高齢者のみの世帯・単身世帯も増加する。このため、増加する医療や介護ニーズなどへの対応や、健康寿命の伸長など、超高齢社会に着実に対応していく必要がある。

### 2 進む少子化と人口減少社会の到来

今後出生数は減少していくと見込まれ、人口減少社会が到来する。人口の減少は、生活や産業、まちづくりなど様々な面に大きな影響を及ぼすと考えられ、特に医療、介護サービスに対する現役世代の負担の増加が見込まれる。このため少子化対策を推進し、この変化を少しでも緩やかにしていく必要がある。

### 3 家庭の変化

核家族や夫婦のみの世帯、単身世帯（なかでも高齢単身世帯）の増加が見込まれる。また、子育てや介護に関して外部サービスへのニーズが高くなっているなど、家族のあり方自体も変化してきている。家庭の機能を社会が支えると同時に、家庭のつながりの大切さを今一度見つめ直す必要がある。

### 4 地域社会の変化

地域のつながりの希薄化が改めて問題になっている一方、NPO などの新しい機能的団体による支え合いの活動が活発になってきている。今後は多様な主体が協働して、多様化する地域の課題の解決を図る力を高めていくことが必要となる。

### 5 健康福祉ニーズの多様化・複雑化

一人ひとり価値観・ライフスタイルの多様化が進む中で、家庭や地域においてその人らしい生活が送れるよう、多様で複雑なニーズに応じ、多様な主体がサービスを提供することが求められている。

### 6 安心を支える社会システムへの信頼の低下

病院における勤務医の偏在・不足、新型インフルエンザへの対応、毎年 1,500 人前後の自殺者など様々な不安に対応する必要がある。

### 7 地方分権の進展

国・県・市町村の役割分担をすすめる、地域の特性に対応していくことが求められている。また、住民、非営利団体、企業、行政等、地域社会に関わる多様な主体が連携・協働を進めていく必要がある。